

○石岡市長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成24年 3 月14日

訓令第 1 号

石岡市長交際費の支出基準及び公表に関する要綱（平成22年石岡市訓令第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、市政の円滑な運営と支出に関する透明性の確保に資するため、石岡市長の交際費（以下「市長交際費」という。）の支出区分、支出範囲、金額等の基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 市長交際費とは、市長が、石岡市の伸張発展及び円滑な市政運営を図る上で、特に必要と認める場合に支出する経費をいう。

2 前項の支出に際しては、公益性及び政治的中立性を失してはならない。

（支出の区分等）

第 3 条 市長交際費は、次に掲げるものとする。

- （1） 弔慰 市政関係者及びその親族に対する香典、供物、供花とし、その支出範囲、支出金額等は、別表のとおりとする。
- （2） 見舞 市政関係者の10日間以上の入院加療に対する見舞金及び災害などに対する義援に係る支出とし、その支出範囲、支出金額等は、別表のとおりとする。
- （3） 慶祝 市として祝賀の意を表すべき慶事に対する支出とし、金額は、1 件につき30,000円を限度として社会通念上妥当と認められる額とする。
- （4） 会費 情報交換、意見交換等を主たる目的として、市長、副市長、石岡市部等設置条例（平成17年石岡市条例第 7 号）第 2 条に規定する部の長又はこれを代理する市職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。）が、市を代表して会議又は懇談会等（以下「会議等」という。）への出席する場合に要する支出とし、金額は、1 件につき20,000円を限度として、会費の額とする。ただし、会費の額が定められていないときは、会議の目的、形式、場所等を考慮し、1 件につき20,000円を限度として、市長が決定した額とする。
- （5） 渉外 市政運営上、外部機関等との交渉又は交際が必要なものに係る支出とし、金額は1 件につき20,000円を限度として、社会通念上妥当と認められる額とする。
- （6） 賛助 事業等の実施又は参加に際し、当該事業等の趣旨に賛同するものに対する支出

とし、金額は、1 件につき30,000円を限度として社会通念上妥当と認められる額とする。

(7) その他 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める支出とし、1 件につき30,000円を限度とする。

2 前項の支出に際しては、公益性及び政治的中立性を失してはならない。

(平25訓令4・平26訓令3・令2訓令7・一部改正)

(市長への報告)

第4条 市長公室長は、交際費の執行状況について、毎月の初めに前月分を市長に報告しなければならない。

(令4訓令35・全改)

(支出状況の公表)

第5条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

(1) 支出区分

(2) 支出日

(3) 支出内容

(4) 支出金額

2 前項の公表は、当月分を翌月15日までに石岡市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日訓令第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月26日訓令第29号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日訓令第35号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日訓令第13号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（令6訓令13・一部改正）

支出区分	支出範囲			支出金額等
弔慰	市長，副市長及び教育長	本人	現職	香典30,000円及び生花1対
			元職	10,000円以内の香典及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物
		配偶者又は1親等の親族		香典5,000円及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物
	国，県及び他市町村の公職にある者のうち，市長が特に必要と認める者	本人	現職	香典10,000円及び市長が必要と認めるときは10,000円相当の供物
			元職	10,000円以内の香典及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物
		配偶者又は1親等の親族		5,000円以内の香典及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物
	市議会議員及び各行政委員会委員	本人	現職	香典10,000円及び市長が必要と認めるときは生花1基
			元職	10,000円以内の香典及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物
		配偶者又は1親等の親族		5,000円以内の香典及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物
	非常勤特別職（市議会議員及び各行政委員会委員を除く。）のうち，市長が特に必要と認める者	本人	現職	5,000円以内の香典及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物
			元職	
市政発展に貢献があったと市長が特に認める者	本人，配偶者又は1親等の親族		5,000円以内の香典及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物	
市職員（本人）			香典10,000円及び市長が必要と認めるときは5,000円相当の供物	
見舞	市長，副市長及び教育長			見舞金10,000円以内

国，県，他市町村の公職にある者のうち，市長が特に必要と認める者	
市議会議員及び各行政委員会委員	
非常勤特別職（市議会議員及び各行政委員会委員を除く。）のうち，市長が特に必要と認める者	
市政発展に貢献があったと市長が特に認める者	
災害等に対する義援金	被災状況等に応じ，市長がその都度決定する額

様式第 1 号（第 4 条関係）

（令 2 訓令 7 ・全改）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（令 3 訓令 29 ・全改）